

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

第42回 無担保社債

【実質破綻時免除特約および劣後特約付】

期 間

10年

第43回 期限前償還条項付無担保社債

【実質破綻時免除特約および劣後特約付】

期 間

10年

申 込 期 間

2026年 7月 21日（火）～ 7月 30日（木）

利 率

第42回 無担保社債	年	3.404 %（税引後2.712%）
第43回 期限前償還条項付 無担保社債	当初 5年	年 2.548 %（税引後2.030%）
	以降5年	5年国債金利 [*] + 0.600 %

* 2031年7月31日の2銀行営業日前の午前10時に、財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページまたはその掲載ページに表示される金利。

※税引後の利率表記は、復興特別所得税を加算した20.315%の税率で計算し、小数点以下第3位未満を切り捨てています。

払 込 期 日

2026年 7月 31日（金） ※お客様のご入金の日です

申 込 単 位

100万円から100万円単位

償 還 日

2036年 7月 31日

● 但し、第43回期限前償還条項付無担保社債は2031年7月31日に期限前償還される場合があります

利 払 日

年2回（毎年1月・7月の各31日） 初回利払日：2027年 1月 31日

*利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日に繰り上げます。

格 付

AA-【JCR】、AA-【R&I】

発 行 価 格

額面100円につき100円

償 還 価 格

額面100円につき100円

<劣後債について>

劣後債は元利金の支払い順位が普通社債よりも低い債券で、自己資本に近い性質をもちます。本社債は下記の二つの特約が付されているため、普通社債より相対的に高い利率で発行されます。

●実質破綻時免除特約の概要

実質破綻事由^{*1}が生じた場合、本社債購入者に対する実質破綻事由発生以降の元利金の全部について支払いは行われません。

*1 内閣総理大臣が預金保険法第126条の2第1項第2号に定義される特定第二号措置（債務超過、支払停止、これらのおそれがある金融機関等に対する特定資金援助等）を講ずる必要がある旨の特定認定を発行体に対して行った場合

●劣後特約の概要

社債発行の際に定められた「劣後事由」（破産手続きや会社更生手続きなど）が発生すると、一般債務の元利金が全額支払われたのちに初めて本社債の元利金の弁済が開始されます。

劣後債(実質破綻時免除特約付)のリスク

第 42 回債, 第 43 回債共通

<価格変動リスク>

本社債の市場価格は、市場金利等の影響を受けて変動します。したがって途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがあります。

<信用リスク>

本社債の発行者又は本社債の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、本社債の市場価格が変動することによって売却損が生じるおそれがあります。

本社債の発行者又は本社債の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元利金の支払いの遅延あるいは支払い不能が生じ、投資額の大部分を失うおそれがあります。

<流動性リスク>

本社債は市場環境の変化により本社債の流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、または購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

<償還リスク>

税務事由または資本事由が発生した場合には、本社債は償還される可能性があり、その場合、本社債の購入者は予定している将来の金利収入を得られなくなります。

- ・税務事由: 将来の税制変更等により、本社債の利息の損金算入が認められない場合
- ・資本事由: 金融庁その他の監督当局と協議の結果、本社債が三菱UFJフィナンシャル・グループのTier2資本にかかわる基礎項目として認められない場合

<本社債の元利金が支払われないリスク>

本社債には実質破綻時免除特約が付されており、実質破綻事由が発生した場合には、発行体の本社債に基づく元利金の支払い義務が免除されます。そのため、実質破綻事由発生以降は元利金の支払いは行われず、投資元本の全部を失うこととなります。

<本社債の元利金の支払いが他の債務に劣後するリスク>

本社債には劣後特約が付されており、劣後事由が発生した場合に、他の一般債務の全額返済の後、本社債の元利金の支払いが開始されることとなります。そのため、元利金の支払いの一部もしくは全部が行われない可能性があり、損失を被るおそれがあります。

第 43 回債のみ

<期限前償還条項に関するリスク>

第43回債は発行者の選択により2031年7月31日に期限前償還される場合があります。期限前償還された場合、償還金をその時点で一般実勢レートで再投資した場合に、期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利金と同等の利回りが得られない可能性があります。

手数料の概要

- 本社債をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

税 制 の 概 要

- 個人のお客様の場合、利息は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が源泉徴収された後、申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できます。譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として20.315%(国税15.315%、地方税5%)の申告分離課税の対象となります。
- 利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。
- 本社債は、特定口座において取り扱うことができます。
- 障がい者の方等は、マル優(障がい者等の少額貯蓄非課税制度)をご利用になれます。
(注)課税関係は、税制改正等により将来変更される場合があります。

※お申し込みの際は、必ず発行登録追補目論見書と契約締結前交付書面の内容を十分にご理解いただいた上で、ご自身の判断にてお申し込みください。

※個人投資家向け社債です。

※お問合せは、最寄の丸三証券の本支店までお願いいたします。

商 号 等 丸三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号
加 入 協 会 日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会